

静岡県告示第531号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年9月1日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
三島富士線	富士市富士岡字曲松6番の4から 富士市富士岡字曲松7番の9まで	令和5年9月1日

=====

静岡県告示第532号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年9月1日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士富士宮由比線	富士市富士岡字曲松6番の4から 富士市富士岡字曲松6番の4まで	令和5年9月1日

=====

静岡県告示第533号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年9月1日から2週間浜松土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
42号	湖西市白須賀字宿南2686番の15から 湖西市白須賀字宿南2622番の3まで	令和5年9月1日

